

○吉田委員長

それでは、ただいまから農林水産商工委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、労働委員会事務局、農林水産部、両部共管、商工労働部の順で所管事項の審査及び調査を行うこととします。

なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますが、なるべくスムーズな議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、労働委員会事務局所管事項について審査を行います。

はじめに労働委員会事務局長の挨拶を受けます。

稲場労働委員会事務局長。

○稲場労働委員会事務局長

おはようございます。吉田委員長、岩田副委員長をはじめ、委員の皆様には、労働委員会の業務につきまして、日頃より御理解、御支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本日は、職員給与費に係る補正予算案の御審議をお願いしております。後ほど課長から御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私から、個別労働紛争処理制度周知月間について御報告させていただきます。中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年10月を個別労働紛争処理制度周知月間として、全国的な周知広報活動を展開しており、本県では、この取組の一環として、10月14日に松江市いきいきプラザ島根で、10月27日に大田市あすてらすで、労働相談会を開催することとしております。当日は、島根労働局、島根県社会保険労務士会などの御協力も得て、労働委員会委員をはじめ、労働問題の専門家が相談対応をいたします。職場での困り事などがおありの労働者、使用者に、広くこの機会を御利用いただければと考えております。労働委員会では、労働相談会や出前講座の実施はもとより、日々の相談対応やあっせんの迅速かつ丁寧な実施などにしっかりと取り組み、労使間のトラブルの未然防止や早期解決に努めてまいります。

最後になりますが、委員の皆様には、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○吉田委員長

次に、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました労働委員会事務局に係る議案は、予算案1件であります。

それでは、予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いします。

山名審査調査課長。

○山名審査調整課長

それでは、第103号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第4号）のうち、労働委員会事務局関係分について説明をいたします。

では、資料を御覧いただければと思います。今回の補正予算では、表の下の段にありますとおり、目の2、事務局費の人件費のうち、一般職給与費について16万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、4月の人事異動を踏まえまして、7月1日時点の現員現給により、年間所要額を積算し、補正を行うものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査は終了いたします。

この際、労働委員会事務局全般に関しまして、何かあればお願いいたします。よろしいですか。

ないようでしたら、先ほど個別労働紛争処理制度の周知月間というお話もありましたけれども、本県のこういった労働紛争というのは、どういう状態なのか、大ざっぱでいいですからちょっと説明お願いできますか。

稲場労働委員会事務局長。

○稲場労働委員会事務局長

不当労働行為の審査につきまして、令和4年から継続して審査をしておりましたけれども、先般、これにつきましては審査が終了いたしました。労働争議の調整につきましては、現在のところ継続中の案件はございません。個別労働紛争のあっせんの関係につきましては、今年につきましては2件ございまして、1件は終結し、1件審査中の状況でございます。事務局のほうへの相談につきましては、大体例年どおりぐらいの件数で推移しているところでございます。以上です。

○吉田委員長

今回は資料を求めませんが、委員会のたびごとに現状というものを報告するように心がけてくださいませ。

皆さん、ほかよろしいでしょうか。

それでは、以上で労働委員会事務局所管事項の審査を終了とします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、しばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○吉田委員長

それでは、農林水産部所管事項につきまして、審査及び調査を行います。

はじめに、農林水産部長の挨拶を受けます。

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

おはようございます。吉田委員長、岩田副委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、農林水産行政の推進に日頃より御支援、御指導賜りまして、誠にありがとうございます。

す。

私からは3点御報告させていただきます。まず1点目、米についてであります。今年の夏も全国的に猛暑が続きまして、島根県でも7月の県内平均気温は、19観測地点のうち12地点で過去最高を記録いたしました。これは国が公表しております8月15日時点の令和6年産米、今年の米ですけれども、これの作柄概況では、島根県は平年並み、全国を見ますと、平年並み以上とされている都道府県は43とされています。現在、新米の取引が本格化しております、県内小売店の一部で見られた品薄状態も順次解消していると思われております。

2点目は水産についてでございます。浜田漁港では、沖合底引き網漁船について、昨年8月に約35年ぶりに1船団2隻の新造船が操業を開始しまして、好成績を上げているところでございます。今年度からは、来年8月の操業開始を目指し、2船団目の新船造成が着工しております、1船団目と同様に、大型化による労働、居住、両環境の改善とともに、高性能設備の搭載による収益性の向上が期待されるところでございます。また、沿岸漁業については、先月公表されました2023年の漁業センサスの結果によりますと、自営漁業者、自営の沿岸漁業者でございますけれども、この数については、前回調査の5年前と比べまして、漁業者の総数自体は2割程度減っておりますけれども、15歳以上、55歳未満のこの層については、減少ではなくて1名増加しているという状況でございます。担い手確保の施策が一定の効果を発揮していると捉えておりまして、引き続き、担い手が安定的に確保ができるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、基本計画の関係でございます。後ほど御説明いたしますけれども、現在基本計画の検討作業といたしまして、各市町村、生産者の方々との意見交換を重ねているところです。現計画の策定当時、令和2年のときには、市町村との十分な対話できていなかったこともありまして、計画の考え方自体よく伝わっていなかった面もありましたが、現在、県が進めてきております施策の必要性など、大分理解、協力体制も進んできていると感じておりまして、一連の意見交換の内容も踏まえて、今後、次期計画の検討を進めていきたいと考えております。

現在、農家、あるいは漁業者の減少の加速化、物価の上昇や気候変動など、新たな課題が生じておりますので、現在の基本的な取組はしっかりと前に進めていくだけでなく、これらの新しい課題にも対応するべく、検討を進めていきたいと考えております。

本日は、一般事件案2件、予算案2件、報告事項3件について御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田委員長

次に、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました農林水産部に係る議案は、一般事件案2件、予算案2件であります。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

第126号議案のうち関係分及び第127号議案について、執行部から説明を受けることとします。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

順次説明をお願いします。

佐々木農林水産総務課長。

○佐々木農林水産総務課長

それでは、資料の1ページをお願いいたします。私からは、第126号議案、県の行う建設事業に対する市町村の負担について、このうち農林水産部関係分について御説明します。

県が行う建設事業につきましては、土地改良法及び地方財政法の規定により、当該市町村の受益の限度において、市町村の負担を求めることができるとされております。これに従いまして、令和6年度の建設事業に要する経費の一部について、関係市町村に対し、負担を求めることにさせていただければと思っております。表に記載しておりますとおり、今年度、26の事業について、表の右側の根拠法令に基づき、それぞれ表の真ん中の記載の負担率を定めております。なお、負担率を変更している事業が2事業ございます。1つは、上から4番目の国営造成施設管理事業で、こちらは負担比率10分の3を3分の1に、もう一つは、下から9番目の県営農業水路等長寿命化・防災減災事業、こちらのほうは、対象地区を追加したことに伴いまして、負担率を追加しております。また、事業完了に伴い、県営農地耕作条件改善事業のうち、地方財政法に基づく負担率のほうは削除しております。これら負担率につきましては、関係する市町村に各地方機関から説明を行い、承諾をいただいているところでございます。

私からは以上です。

○吉田委員長

為石沿岸漁業振興課長。

○為石沿岸漁業振興課長

それでは、資料の2ページ目を御覧ください。私からは、第127号議案の漁業試験船「島根丸」の代船建造に係る契約締結についてでございます。

今年の3月7日の委員会におきまして、令和6年度からの主要事業として御説明さしあげていた件でございます。1ポツにお示ししているとおり、現在運航しております漁業試験船「島根丸」は、船齢31年と老朽化しているため、令和6年度から令和8年度の3年間をかけて代船を建造するものでございます。今議会に先立って行いました造船業者の入札・仮契約について、3ポツにお示ししております。一般競争入札の結果、長崎造船株式会社が落札し、8月15日に、総額19億6,350万円で仮契約を締結したところでございます。本件の造船工事につきましては、5億円を超える契約であり、議会議決事項となっておりますので、本委員会にお諮りするものでございます。今般、議決いただけましたら、4ポツにありますとおり、今後本契約を締結の後、建造工事設計に着手し、令和7年11月頃には起工、令和9年1月に進水、同年3月に引渡しの予定となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等ありましたらお願いいたします。

中村絢委員。

○中村絢委員

第126号議案についてなんですけど、この市町村の負担分っていうのは、そもそも土地改良法で規定されてるっていう話で、このタイミングで県の議案として出てくるって

うのはどういうことなんですかね。市町村負担分が大きくなったってということですか。ちょっとそこら辺、もうちょっと詳しく教えてください。

○吉田委員長

佐々木農林水産総務課長。

○佐々木農林水産総務課長

今年度、国の内示等を受けて、補助事業等で実施する事業が決まりました。それを受けて、追加になった事業につきましては、根拠法に基づいて負担率を定めていってということで市町村と調整をさせていただき、そういった内容のものを今回お諮りするということの内容のものになっております。

○吉田委員長

よろしいでしょうか。

中村絢委員。

○中村絢委員

はい、ありがとうございます。

○吉田委員長

傍島農村整備課長。

○傍島農村整備課長

私のほうから少し補足させていただきますと、例えば上から4段目の国営造成施設管理事業でございますけれども、これは従前、補助率が10分の3までとか、そういった設定でしたが、これが毎年の制度拡充によって、こうやって流域治水に資する取組をやっているところは、負担率を上げてもいい、地元負担を下げる代わりに、市町村と県との負担を上げられるというような規定に変更されております。今回、そういう制度拡充が行われておりまして、それを踏まえての修正ということになります。

○吉田委員長

よろしいですか。

中村絢委員。

○中村絢委員

よく分かりました。

○吉田委員長

ほかいかがでしょうか。

ないようでしたら、採決を行います。

一般事件案2件につきまして、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、お諮りいたします。第126号議案のうち関係分及び第127号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第126号議案のうち関係分及び第127号議案につ

いては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分及び第110号議案について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をお願いします。

佐々木農林水産総務課長。

○佐々木農林水産総務課長

それでは、資料の3ページをお願いします。第103号及び第110号議案の令和6年度9月補正予算のうち、農林水産部関係分について概要を御説明いたします。

一般会計分といたしまして、表の1と2の中ほどの補正額Bの部の合計欄のとおり、3億8,100万円余の増額をお願いするものでございます。主なものとしましては、畜産農家への配合飼料購入経費の支援期間延長など、早急な対応が必要な予算を計上しておりますが、内訳は後ほど御説明いたします。また、特別会計分といたしまして、表の3の補正額のとおり、農林漁業改善資金特別会計において、570万円余の増額をお願いするものです。

続いて、資料4ページを御覧ください。4の内訳になります。公共事業につきましては、(1)の表の補正額にありますとおり、9,000万円余の増額をお願いするものです。①の補助公共について、当初予算以降の国の内示額の増減などに伴いまして、総額で5,100万円余の増額をお願いするものです。主な事業については、また後ほど御説明いたします。

次、5ページ、④の災害関連公共事業については、今後の災害に備えた経費の補正額を計上しております。内容としましては、7月9日からの大雨被害について、農地や林地の復旧、海岸漂着物等の処理を既定予算により対応しておりますところですが、水産課の事業で、既定予算の残額が少なくなることから、今後の災害への備えとして3,900万円の増額をお願いするものです。

続いて、6ページをお願いします。公共事業を除いた(2)一般事業を課別にお示ししております。一般事業の総額は、補正額の一番下、合計欄のとおり、2億9,100万円余の増額をお願いするものです。補正の主な内容につきましては、こちらも後ほど御説明します。

続いて、同じページの(3)特別会計でございます。農林漁業改善資金特別会計につきまして、前年度の貸付額や償還額の確定などにより、570万円余の増額となっております。資金ごとの内訳につきましては、記載しているとおりでございます。

また、その下に記載しております地方債についてです。先ほど御説明しました公共事業費の増減に伴い、土地改良事業債ほか5件について地方債の補正を計上しております。また、その下、債務負担行為といたしまして、工期変更に伴い、2か年にわたる工事が必要になったことから、農地防災施設長寿命化事業費と水産物供給基盤機能保全事業費の2件を計上しております。

続いて、7ページ、こちらからは、各課の事業ごとを一覧にしております。備考欄に、それぞれ補正理由を記載しております。7月1日現在の職員配置に基づく職員給与費の補正のほか、一般事業の主な事業としましては、(2)農村漁村振興課の3番目、野生鳥獣

被害対策事業費、それから、次のページ、8ページ、(5)畜産課の2番目、畜産農家臨時経営支援事業費があります。これらは、この後、担当課より内容を御説明いたします。また、補助公共につきましては、国の内示額に伴い、(7)農村整備課の2、経営体育成基盤整備で減額となる一方、次のページ、9ページ、(8)農地整備課の5と6の農業水路等長寿命化・防災減災事業で増額となっております。そのほか、内訳については御覧のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

○吉田委員長

原鳥獣対策室長。

○原鳥獣対策室長

そういたしますと、私のほうから、ツキノワグマ対策事業について御説明させていただきます。資料のほう12ページになります。

ツキノワグマ、あるいは全国的には熊類ですけれども、こちらのほうは、近年、昨年度来、北海道、東北を中心に市街地や集落など、人の生活圏への出没が増加してきているところでございまして、島根県内におきましても、ツキノワグマの目撃数及び捕獲数、これらが増加しているという現在の状況でございます。今年度におきましても、8月末時点におきましては、直近で非常に多かった年というのが令和2年度になるんですけれども、これを上回る捕獲数、目撃数に現段階のところになっておりまして、そういった中、県といたしましても、県民の皆様に対して、人身被害防止等の対策を進めていく必要があると考えているところでございます。

そういった全国的な状況を踏まえまして、国のほうが本年4月に熊類を指定管理鳥獣というものに指定をしまして、より一層の対策を強化していくということになったところでございまして、この指定管理鳥獣の指定に伴いまして、国のほうも交付金事業、これを熊を交付金事業に追加をいたしまして対象を拡大したというのが現在までの状況でございます。こういったところを踏まえまして、本県といたしましても、そういった交付金を活用いたしまして、これまでツキノワグマの対策を行ってきたところではございますが、交付金を活用いたしまして、さらなる出没抑制、あるいは人身被害防止対策を進めていただきたいと考えておりまして、今回補正予算に提出させていただいたところでございます。

補正予算の内容といたしましては2番の事業概要のところにかかせていただいておりますが、表でまとめておりますが、①番から③番までの事業を行っていきたくております。①番、計画策定・調査等事業につきましては、これは従来、5年に一度、熊の生息状況調査というのはしておったところですが、それに加えまして、今回別に熊の出没ルートというのを確認するように、カメラ等設置したりして、熊がどのように市街地のほうに出てくるかというようなところを確認し、それを確認した上で、出没ルートのある程度特定できれば、そこに対して、例えば防護柵を張るですとか、あるいは早めの予防的な捕獲をするですとか、そういったようなことができるような取組をしていきたいと考えているところでございます。

②番、③番につきましては、これまでも県の予算を活用して行ってきたところでございますが、今回交付金を使いまして、さらに拡充をしていきたいと考えている事業でございます。今、出没防止対策事業につきましては、柿とか栗とか、放任果樹とかがございませ

が、そういったのを除去したりですとか、あるいは草刈り等を行ったりして緩衝帯を整備するというような事業を市町村と連携をして行っていきたいと考えております。③番目、熊類の保護・管理に係る専門人材の育成でございますが、熊が市街地等に出没した場合には、市町村の職員、それから警察、あるいは捕獲従事者の方と連携を図って対応を行っているところでございまして、これまでもそれらの連携を図るための研修等を行ってきたところでございますが、さらにそういったノウハウ等を蓄積するための研修というのを行っていただければと考えておるところでございます。

今回の補正予算額につきましては3番のところに記載しております。860万円を計上させていただいております。

私からは以上でございます。

○吉田委員長

加地畜産課長。

○加地畜産課長

次のページを御覧ください。私からは、畜産農家臨時経営支援事業について御説明をさせていただきます。

本事業は、配合飼料価格の高騰に対しまして、その一部を補填する事業でございます。今年度当初予算では、12月末までを支援期間とし、5億円余を措置していただきましたが、予算要求当時の予想よりも飼料価格が高止まりしておりまして、こうした状況を踏まえまして、来年3月まで支援期間を延長するに必要な予算額並びに不足が見込まれる予算額、合わせて1億8,000万円余の増額をお願いするものでございます。

事業内容につきましては、当初予算と変わりはありません。

なお、下のグラフでは、10月－12月期の価格をトン当たり7万9,350円と予測しておりましたが、先週4,850円、7月－9月期から下がると発表されましたので、7万6,700円と、よい方向に変わるというふうに見込んでおります。

また、9月以降、鶏卵価格は堅調に推移しておりますので、採卵養鶏では10月から12月の発動はないものと見込んでおります。

説明のほうは以上でございます。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんでしょうか。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

ないようでありますので、それでは、採決を行います。

予算案2件につきまして、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分及び第110号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分及び第110号議案につ

いては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査は終了とします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

順次説明をお願いします。

志田原農林水産総務課管理監。

○志田原農林水産総務課管理監

それでは、第2期島根県農林水産基本計画策定に対する市町村等の意見について報告させていただきます。資料は14ページとなります。

令和7年度から開始する第2期島根県農林水産基本計画の策定に当たり、生産者、市町村、関係団体との意見交換を5月より実施しております。この意見交換では、現計画で進めてきた取組の必要性や方向性について御理解をいただきつつ、水田園芸6品目以外の品目振興の在り方、資材価格の高騰や気候変動等の対応、人材確保・労力補完の仕組みづくり等、様々な意見をいただいております。いただいた意見を農業、林業、水産業ごとにまとめております。

15ページを御覧ください。まず、農業についてですが、(1)担い手確保につきましては、就農者確保に向けた農林大学校のカリキュラム強化や人口減少や高齢化が進む中山間地域の担い手確保対策等に対して意見をいただいております。

農林大学校の研修につきましては、これまで社会人等を対象とした1年課程の短期養成コースを設置するなど、自営就農者の育成を強化してまいりましたが、この間の就農状況等を検証し、今後の研修体系を検討してまいります。

担い手確保に向けては、これまで担い手不在集落の解消に向けた取組を実施してまいりましたが、農家数の減少により、個々の集落では解決が難しくなっていることから、地域農業を維持するための体制づくりや人材確保の在り方について、次期計画に向けて検討していくこととしております。

(2)中山間地域の農地・農業の維持につきましては、先ほどの担い手の確保とも重複するところはございますが、地域農業を支えてきた集落営農法人の高齢化や人材不足により、既存の構成員だけでは草刈りや水管理など、周辺管理の対応ができなくなりつつあることに対し、多くの市町村から課題解決に向けた対策が必要との意見がありました。

現在、市町村において、10年後の農地を誰がどのように利用するのかを示す地域計画を策定中であることから、これらの取組と連携し、集落営農の後継者確保や地域農業を維持していくための担い手確保について検討していくことが必要と考えております。

(3)水田園芸につきましては、より収益性を高めていくために、栽培技術など経営支援や資材高騰対策としての機械の共同利用、規模拡大までの施設投資に対する支援策の必要性について意見がありました。水田を活用した農業経営の継続に必要な取組と考えており、引き続き、栽培技術の徹底を図るとともに、機械の共同利用や集出荷調整施設の整備支援等による産地化を進め、経営の柱となるよう推進していく必要があると考えております。

また、水田園芸6品目に限らない地域に適した作物への支援の必要性について意見があり、地域が主体性を持って取り組む産地づくりに対して、市町村、JAと共に支援していき

いと考えております。

(4) 有機農業につきましては、有機野菜、有機米とも生産面積が拡大しつつありますが、生産技術指導や販路確保、水田園芸同様に設備投資を軽減するための機械の共同利用等についても意見をいただいております。機械の共同利用や集出荷調整施設の整備支援を強化するとともに、栽培技術についても、普及員、農業技術センターとともに支援を行っていく考えです。

続いて、17ページに移りまして、(5) 米づくりにつきましては、近年の高温等の気象変動の影響により、品質低下や収量減少、さらには、病害虫対策が課題との意見をいただいております。高温により品質低下が生じないように、水管理等の栽培技術の指導や高温耐性に優れた品種転換を推進していく考えです。

(6) G A Pにつきましては、生産者自身がリスク回避や農業経営において、農業者としてG A P取得は当然という意見をいただいた一方で、補助事業の要件化に伴い、仕方なく取得したという意見もいただいております。県としましては、G A Pは農業経営の基礎となる取組であり、販売店においてG A P認証農産物を優先的に取り扱う事例も増えていることから、G A Pの意義について引き続き丁寧に説明し、取得を支援していく考えです。

続きまして、(7) 畜産につきましては、飼料等の資材高騰や子牛価格の低迷、輸出の積極的拡大に対する意見がありました。県産粗飼料の利用拡大を進めるとともに、子牛の価格の向上に向けて購買者の誘致活動、P R活動、輸出の拡大等を進めていきたいと考えております。

(8) 鳥獣対策につきましては、従来のイノシシ被害だけでなく、近年は猿、鹿、熊といった市町村をまたぐ鳥獣被害が増加しており、県に対し広域的な対策要望の意見をいただいております。県では、これらの広域的な対策について、県が主導的な役割を担いつつ、関係機関と連携して取り組む考えです。

続いて、19ページ、林業になります。(1) 経営改善につきましては、植林から伐採まで林業の1サイクルの生産コスト削減に向けて、生産性の向上につながるI C T、情報通信技術等の先端技術の導入や搬出作業の効率化等の低コスト化に欠かせない林内路網整備、作業コスト削減につながる成長の早い特定苗木の早期普及等への要望があり、県では、原木生産に当たり、さらなるコスト低減と生産性の向上に向け、I C T化や林内路網整備の推進、特定苗木の安定供給体制整備を推進していく考えです。

(2) 担い手確保につきましては、林業を職業として選んでもらえるよう、苛酷な肉体労働からの離職を防ぐための労働環境の改善や、給与や休暇制度等の就労環境改善の必要性の声が出ており、県では、林業の省力化に向けたI C T等の導入検討、機械化や猛暑対策等の推進による労働環境の改善等、将来を見据えて働ける就労環境改善に向けた支援を継続していく考えです。

続いて、20ページ、(3) 販売の向上につきましては、国産材活用の機運が高まる中、品質の高い製品の出荷を増やすために、製材工場への支援の必要性や需要拡大に向けた販促活動、非住宅建築物への取組強化等、意見をいただきました。県では、原木の安定供給体制に向けて、生産者から加工・流通事業者まで関係者による連携強化を一層推進するとともに、販路拡大においては、工務店と連携した県産木材を使う体制づくりの強化に取り組む考えです。

続いて、21ページ、水産業を御覧ください。（1）沿岸自営漁業につきましては、認定新規漁業者の水揚げ金額目標720万円の設定が高いという意見がありました。県としては、漁業、漁村を牽引する担い手漁業者は、他産業の所得に匹敵する720万円の水揚げが必要と考えており、1年を通して様々な漁法の導入と収益性の高い操業モデルの着実な実践をサポートしてまいります。また、独立前の研修において、指導体制の見直しや独立後にスムーズに操業を開始できるよう、支援拡充が必要という意見をいただいております。研修体制や支援施策の強化について検討しております。

（2）企業的漁業につきましては、定置網、まき網、底びき網等の企業的漁業に対する支援が手薄との意見をいただいております。次期計画に向けて、漁船の建造費が高騰している状況を踏まえ、国の漁船リース事業への支援の継続など、生産性と収益性を高める取組への支援を検討してまいります。

続いて、（3）内水面漁業につきましては、資源が減少しているアユやシジミについて、資源の回復、安定化への意見をいただいております。県水産技術センターにおいて調査を行い、資源減少の原因究明と対策、技術的な助言を継続して実施する考えです。

最後に、今後のスケジュールについてですが、資料の14ページに戻ってください。4ポツ目、次期計画策定に向けた今後のスケジュールですが、11月の常任委員会において、次期計画の骨子案をお示しし、その後、1月にパブリックコメント、2月には素案を常任委員会に諮り、3月に計画策定としております。

第2期島根県農林水産基本計画策定に対する市町村等の意見の報告は以上でございます。

続きまして、農林統計に基づく中山間地域と平たん地域の比較について報告させていただきます。資料は23ページとなります。

こちらは、6月の常任委員会において、県全体のデータを基に、島根県の農業・農村の現状について報告した際、データ検証をする際、県全体だけでなく、平たん地域と中山間地域とがどのような状況なのか仕分けしてほしいとの御意見をいただきました。そこで今回、中山間地域と平たん地域とに分けた場合のデータについて報告させていただきます。

なお、今回の報告に当たりまして、中山間地域のデータ抽出方法として2種類の方法を用いております。1つは、国の農業地域類型を基に、中山間地域と平たん地域を分けたもの、2つ目は、国の農業地域類型で分類できない農業産出額等のデータについて、松江市と出雲市分を平たん地、それ以外の市町村を中山間地域としております。

それでは、資料の説明に移ります。まず、1、農業生産の現状の①の折れ線グラフを御覧ください。畜産を除く米、野菜、果樹などの耕種品目の10アール当たりの生産性を比較しますと、新型コロナウイルスによる外食需要の低迷などによる米価の下落がありました令和3年度を除けば、平たん地域、中山間地域とも生産性が向上しております。生産性は平たん地域が中山間地域を上回り12.9万円となっておりますが、これは、出雲市が野菜、果樹等の園芸作物の生産が多いことが要因であると考えております。一方、中山間地域においても、施設園芸が盛んな益田市、有機農業が盛んな江津市、ブランド米の仁多米を販売している奥出雲町では生産性が高くなっているということから、中山間地域であっても園芸作物の産地化や有利販売に向けた取組が行われている地域は生産性が高くなっております。

続いて、②農業産出額の品目別割合を見ますと、中山間地域では畜産が52%の割合と

なっております。これは、大規模な畜産農家が中山間地域に多いことが要因と考えております。

続いて、③販売金額1位部門の経営体の割合を見ますと、中山間地域は米農家が8割を占めており、米に依存した農業構造となっております。一方、平たん地域は米が6割、その他では、野菜と果樹が合わせて3割と、園芸の取組が中山間地域に比べ多くなっております。

続いて、2、農業構造の現状の④農業経営体の減少率については、担い手への農地集積が進んでいることから、中山間地域より平たん地域の農業経営体の減少率が大きくなっております。

一方、⑤の経営耕地面積の減少率を見ますと、中山間地域での減少が大きくなっており、農業経営体の減少率は平たん地域に比べて緩やかであるものの、担い手への農地集積が進みにくいため、耕地面積の減少が大きくなっているものと推察されます。

これに関連して⑥に経営耕地面積が5ヘクタール未満と5ヘクタール以上の割合を示していますが、平たん地域では、5ヘクタール以上が6割であるのに対して、中山間地域では反対に5ヘクタール未満が6割となっており、中山間地域では小規模な経営体が多くなっております。

⑦は肉用牛の飼養頭数規模別の経営体数を示したのですが、平たん地域、中山間地域ともに、10頭未満の小規模飼養頭数生産者が7割を占めていますが、中山間地域では、100頭以上の大規模生産者が2.8%と、平たん地域に比べ多くなっております。

続いて、3、担い手の現状ですが、中山間地域では、認定新規就農者が毎年20人超確保されております。また、販売額1,000万円以上の経営体は、令和5年は453経営体で、令和2年から比べて50経営体増加しております。

最後に、⑩は、担い手への農地集積率を比較したのですが、先ほど申し上げましたように、平たん地域では集積率が約50%程度に対し、中山間地域では30%程度となっております。

私からの報告は以上です。

○吉田委員長

松村林業課長。

○松村林業課長

それでは、私のほうからは、水と緑の森づくり税・事業についての検討状況について御報告をさせていただきます。

資料24ページをお願いいたします。水と緑の森づくり税につきましては、昨年度の2月議会の本委員会におきまして、令和6年度は第4期対策の最終年度となるということから、令和7年度からの在り方について検討をはじめると御報告をさせていただいております。その後、これまでの事業実績や県民の皆様からの意見の取りまとめ、こうした作業を行いましたので、その状況と今後の方針について御説明させていただきます。

1の制度の概要でございますが、この制度は、県民税の均等割の超過課税方式で、個人の場合500円、法人の場合、均等割額の5%を集めさせていただき、表にありますとおり、毎年度およそ2億円の税収を財源として大きく3つの事業を実施してきたところです。

2の事業実績を御覧ください。(1)の県民参加・生活環境を守る森づくりとしまして

は、荒廃した森林の再生を行う再生の森事業、それから、第4期対策から開始しました、県民生活に身近な里山の再生整備を行う集落周辺里山整備事業、県民が自ら企画・立案した森づくりを支援する県民参加の森づくり事業を実施しております。実績は表に記載のとおりでございます。

(2)の森づくり推進事業では、情報誌の発行や県民アンケートの実施など、ソフト事業、PR活動を実施してまいりました。

(3)の森と木を未来につなぐ取組では、これも第4期対策から開始した取組でございまして、高校生の林業学習や優良な林業種子の供給体制を強化してまいりました。

続いて、25ページを御覧ください。3のところで、意見聴取等の状況でございます。まず、(1)としまして、県民アンケートでございますが、2,000人の方々を対象に実施をしております、670名から回答をいただいております。アの事業の継続につきましては、賛成、どちらかといえば賛成の回答が90%を占めております。イの税負担額につきましては、現行の税率、またはそれ以上の負担が妥当とする回答が89%を占めております。ウの事業で取り組んでほしい内容では、回答の多い順に記載しておりますけれども、現行対策で実施している内容が上位を占めているところでございます。

続いて、(2)のとおり森林審議会、市町村、森林組合からも御意見をいただいております、回答があったものでは、全て税の継続を望む御意見がございました。また、事業内容のところでは、現在の事業、取組を継続または拡充してほしいとする御意見でございました。

こうした御意見から4の第5期対策の方針、方向性(案)といたしまして、まず、(1)のとおり現行の税率で5年間延長することが適切と考えてございます。

また、(2)のとおり事業につきましては、市町村の森林環境譲与税を活用した事業が進みつつあるということから、本税において実施してまいりました荒廃した森林の間伐等につきましては、県民の生活に近い範囲を対象といたしまして、現在実施している集落周辺里山整備事業において実施することが適切と考えてございます。そうしたことを踏まえまして、骨子案としまして26ページにまとめているとおりでございます。

26ページを御覧いただきますと、項目のところに記載しておりますが、目的のところから徴収方法までのところにつきましては、現行の制度を引き継ぐことといたしております、税収規模は、現在のおよそ2億円を考えているところでございます。税収の使途でございしますが、記載のとおり現行対策を継続する内容でございます。

資料25ページのほうに戻っていただきまして、5の今後のスケジュールでございます。本日のところから、先ほど見ていただきました骨子案に基づきまして、パブリックコメントを開始しております。その御意見をいただきながら、11月議会におきまして条例案を上程したいと考えているところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんでしょうか。

中村絢委員。

○中村絢委員

基本計画について、いろいろ御説明ありがとうございました。21ページで、農林水産

の水産業についてのことなんですけども、いろんな意見を聞く中で、例えば今、磯焼け対策っていう話もあったんですけども、そもそも今、水温の上昇等も踏まえて、クロウニ駆除もありますし、アイゴの駆除なんかもあると思うんですけども、そもそも水温の上昇で、恐らくなかなか水産業、これから時代的に苦しくなるのかなっていうのはやっぱり頭にあって、新分野で、例えば陸上養殖みたいな話が出なかったのかっていうことと、そもそもじゃあ、陸上養殖を仮にやるってなった場合に、その所管っていうのは農林水産部なのか、それとも商工労働部で企業的な部分なのかっていうところもちょっとカテゴリーをちょっと教えていただきたいのと、あと、水産業について、中海も今、技術センターではシカメガキの養殖とかいろんな話は聞くんですけども、何かそこら辺の中海に関する話が出なかったのか、何か盛り込む予定があるのかもちょっと教えてください。

○吉田委員長

為石沿岸漁業振興課長。

○為石沿岸漁業振興課長

それでは、お答えしますが、陸上養殖の話が出なかったかということですが、ちょっと記憶している限りなんですけど、各地域での聞き取りでの海のほうで話をしたところでは出なかったと記憶しております。

それから、農林水産部の部分なのか商工労働部の部分なのかということですが、中村絢委員おっしゃられるように、陸上養殖は海も使いませんので、基本的には。陸上でするので、規模とかそういった面では、非常に大きな商社が参入している事例も多々ありますし、一方で小さな単位でやることもあると思いますので、非常にこままだ新しい分野です。なかなかその辺りの区別というのは難しいし、商工的なところに当然係ってくる部分もあるかとは思いますが、まだこれから整理かなとは、ちょっと感じているところでございます。

それから、中海の振興に関してですが、ただいま一番力を入れておりますのは、サルボウガイ、アカガイの養殖ということで、これは漁業権が設定されて、今集中的に技術支援を行っております。先ずは自立に向かってもらっているところです。その際に、今後そういった支援ですとか、今話に出ましたシカメガキ等々は、また次の段階として、今、種としては持っておりますが、まずはサルボウガイをしっかりやっていきたいなと考えているところでございます。

○吉田委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

大変具体的にありがとうございました。さっきの陸上養殖が商工労働部所管なのか農林水産部所管なのかっていうところなんですけど、ちょっとそこを早めに明確化していただきたいなっていうのがあって、例えば新規事業で何かしますっていうときに、じゃあ、補助をもらう際、どっちからもらうんだみたいな、どの分野でもらえるんだっていうところも全然分かんない。今県外なんかでも、例えば岡山の環境適合水でしたっけ、何か特殊な水の技術なんかも先進的にやられてて、ちょっと今度視察にも行きたいなと思ってるんですけども、結構陸上養殖は岡山県しっかりやっておられるので、そういったところも、恐らく今後、現実味を帯びてくるだろうなという思いはあるので、整備だけちょっとしつ

かりルールのなとこだけ明確にしておいていただけたらと思います。お願いします。

○吉田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

陸上養殖に関して少し補足させていただきますと、去年の岡本委員からも一般質問で御質疑いただいて回答しているんですけども、陸上養殖に関しては、画一的に評価することが難しいと思っています。まず、何のために陸上養殖を誘致するのかとか、現場の漁業者の関わり方、現場の漁業振興にどのような影響を与えるのかということ、個別具体的にきちんと評価をして考えていく必要があると思っています。色々なケースがありますし、本当にハイテク設備を整備してほとんど人手がかからない省力化されたような状況であまり現場の水産業と直結してないような事例もあります。一方で、生産の上流部分を陸上生産で対応して、後半以降、海に放流するというケースもあるでしょうから、そういう状況を見て対応をしていきたいと思っています。水産庁の事業に関しても、漁業者の関わり方、特に漁業協同組合の関わりですね。漁師の方の共同利用施設ということであれば、水産庁の既存の事業でも活用できると思っていますので、基本的にはケース・バイ・ケースでしっかり対応していきたいと思っています。

○吉田委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

ありがとうございます。

○吉田委員長

よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

園山委員。

○園山委員

陸上養殖は、うちの近所でやってるんですよ。そんなに大規模ではありませんけど、カワハギの養殖をやって、もう丸々3年、4年目になります。中学校の廃校の体育館を活用してやっていますが、当然、水産のセクションの方は、行って見とられますわね。だから、県内でももうやってるところはあるし、それから、邑南町では、今、サメの養殖をやってるわけで、点々とそういう試みはやられてますが、鳥取のように、うまく、何ていうかな、地域の観光だとか、あるいは飲食業とうまくマッチがまだできてないんですわ。やっぱりそここのところは、県も市町村もうまく連携を取って行って、早く成功事例をつくっていかないと、やっぱりうまくいかんのではないかと思いますね。海岸ベリは、物すごく疲弊してますので、何もしなきゃ多分全滅するでしょうから、やっぱり何らかの手だてが講じられて、行政もちゃんと見てますよという姿勢をやっぱり見せることが今は大事なのではないかと。やっても全く関心も持ってもらえんし、つまらんわと思わせれば、もう誰も手を出さないだろうし、そうではなくって、きちっと応援がしてもらえれば、やっぱり資本を投入するなり、あるいは外部からの資本を引っ張ってくるなりを、やっぱりやっていくと思うんですよ。そここのところがやっぱりもうちょっと、答弁を聞いておるとよそごと聞こえるので、もうちょっと関心を持ってますよというような答弁をしてもらおうと

いいんですがね。

○吉田委員長

いかがでしょうか。

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

園山委員のおっしゃっているとおり、沿岸自営漁業をはじめとして、海べりの漁村が非常に疲弊しているということはよく承知しております。県としても、この漁村をどう維持していくかということに非常に問題意識を持っておりますし、そのための1つとして、陸上養殖も含めて、今後の可能性をしっかりと検討していきたいと思っております。

○吉田委員長

せっかくしまねブランド推進課、両部共管やってるわけですけども、そういった観光とか飲食とか、そういうことへの連携について、何かコメントありませんか。

永富しまねブランド推進課長。

○永富しまねブランド推進課長

先ほど園山委員のおっしゃられた邑南町の小林建設様がキャビアの養殖に数年前から取り組んでいらっしゃいます。そういったところにつきまして、去年は日本酒とのマッチングを経て販路拡大といった取組につきましては支援もさせていただいております。また、大田市のさんベサーモンも今、加工品ということで、スモークサーモンの冷凍品を売り出そうとしていらっしゃいますので、どういったところに売れるかというところは図らせていただいているところでございます。特に、なかなか生鮮食品というわけにはいきませんが、加工品についてはしっかり県外のほうに販路拡大を目指していきたいというふうに考えております。

○吉田委員長

いずれにしても今後重要になる陸上養殖だと思いますので、将来を見据えた対応をお願いしたいと思います。

ほかどうでしょうか。

成相委員。

○成相委員

農業統計に基づく中山間地域と平たん地域の比較のこのグラフ、とてもよくできてて、分かりやすく、いいものを提供してもらいました。これ見て、ちょっといろいろコメントが欲しいんですけど、中山間地域と平場はかなり多い割合で、何倍かの割合で生産額を上げています。しかし米が主体で、規模がなかなか進まない、だけでも販売額1,000万円以上の経営体は平たん地よりもちょっと多いと。恐らく米にかなりひしめき合っていて、その生産性が非常に悪いんだろうなというふうに、眺めて感じるわけですけど、そうすると、中山間地域の米生産の人たちに、この農林水産基本計画は、水田園芸というものへの転換を方針として掲げられてやってきてますけども、果たしてそれだけでいいのかなど。米の生産規模が小さいなら、平場と平たん地との差を何らかの形で設けてあげなくちゃいけないんじゃないのか、中山間地域直接支払いっていうので、コスト差を充填する施策を国がやってくれてますけども、そればかりじゃなくて、ちょっと後からまた米の話をしたいと思えますけど、減反政策が一律でいいのかっていう疑問にいつも私はぶち当た

るんですよ。条件不利地域で、しかもうまい米が作れる仁多米などについて、やっぱり同じような減反を課してるということであれば、これはちょっとやっぱり中山間地域の不利な状況をさらに政策的に不利にさせてるんじゃないかって思いますよ。いつか議会で私、仁多米、減反廃止したらどうかって言ったら、仁多の人から喜ばれて感謝されました。よう言ってくれましたってね。何かそういうふうな、ちょっとこういうものから見た、せっかいいいグラフ、表を作ってもらって、分かりやすいものができたんですから、これを基に見えてくるものを整理してもらって、具体的に方針をもう少しいろいろ考えて、こういう取組がまだよしとして残ってるのか、中山間地域農業のことについて。畜産は大変健闘してますから、これ、もっともっと伸ばしてもらわなきゃいけないっていうの、これすぐ分かりますけど、その他の品目について、やっぱり米からなかなか逃げられないっていう島根県の農家の特殊性があるから、そういうことを踏まえて、じゃあ、それを踏まえたらいかにどういう農業をしたらいいのかと、米農家の農業生産を、ということについて何か次期対策に向かって、何かおっしゃることがあれば聞かせてください。

○吉田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

まず、中山間地域と平場のコスト差をどう埋めていくかという話がありました。まず、それに関しては、どうしても畦畔の広さを含めて、物理的に水田と畑の性質が違いますので、埋められないコストはあると思いますが、県としても、少しでも中山間地域の生産コストが低減できるように、圃場整備だとか、条件不利な圃場の基盤整備も進めておりますし、ICTをはじめとしたスマート農業の推進も図っています。こういうことで、中山間地域でもできるだけコストを下げ生産していくことが大事だと思っております。

それから、仁多米の話がありました。ちょっとすみません、成相委員、誤解があるかもしれませんが、前から御説明しているように、基本的には減反という政策はないと思っております。今、米の消費が伸びているということですが、その状況を踏まえて米の生産を増やすことができるのであれば米の生産を増やすことができますし、これ以上なかなか難しいということであれば、米の生産を減らすということで、米の生産は自由化されていますので、そういう状況に従って需要に応じた生産をしていくことが大事だと思っております。以上です。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

あのね、減反政策という言葉、私あえていつも使うんだけど、これはあなたが部長になれる前に、減反についてお互いに、執行部と私の間で定義づけについて合意してるんですよ。減反という言葉はこういうふうに使いますから、こういう共通理解の下でひとつ話を進めましょうということで、もう済んでる話ですよ。減反政策は、安倍総理が、あれはうそ言ったんですよ。うそを言ったんで、自分で訂正したじゃないですか、国会で。あれは違いますと言って。その話もしました。マスコミも騒がんとし、当時農林水産省は、減反政策廃止なんか一言も言ってませんとちゃんとやってるじゃないですか。そういうような煙に巻くような話はやめましょうよ。今、3,000億円か、減反政策のための原資、3,

000億円、これちゃんとつけてるじゃないですか、いっぱい。確かに強制減反はないですよ。だけど、数量目標をつくって、そして減反、転作した人には、たくさん予算つけてるでしょう、そうでしょう。

○吉田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

減反、減らしたから支援するということではなく、需要に応じた生産の結果、米の生産が減って、余った水田をどう活用するかというところに対して、新しい品目のスタートアップを支援しているのが水田活用交付金だと理解しています。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

じゃあ、何で今年米がこんなに足りなくなっただ。

○吉田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

それは議会でも再三御説明しておりますように、端境期の8月に、色々な事情が重なって、消費者の方の購買活動が例年と比べて非常に集中したということで、小売店に限ってですけれども、一時的な米不足が生じたと理解しています。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

米がこんなに高い、もう今4割も高いんですか。すごい高さになってますよね、米の米価が。生産者売渡価格がこんなに高くなったのは米が足りんからでしょう。減反政策っていうのは、やっぱり米の出回りを抑えて、米の価格を維持するための仕組みですよ、そうでしょう。米価下がっちゃ困るんだから。だって、そこを基本的に認めてくれないと、減反政策って一体なぜできたのっていう話から議論していかなきゃいけなくなって、ほんならもういいかげんにやめてくれっていう話だって、分かった話ですよ。なら、減反政策をずっとやることで、我々消費者は非常に困った、もうここずっと困りましたよ、米が並んでなくて。それで、米の需給の話ししてもいいですか。

○吉田委員長

はい。関わることでしたら。

成相委員

○成相委員

関わることだからね。ちょっと基本的に聞くけども、令和22年の基準年が670万トンで、毎年10万トンずつ減反してるでしょう。余るから、ということでやってきたわけですよ。それで、こないだ部長、インバウンドで米の消費が増えたっていうけど、せいぜい0.5%という数字、私読みました。それ以外にちょっと今問題になってる1等米から漏れた米、あれ何ていうんだ、白米……。ちょっと私、よう分からん。あれで、何か今日の新聞では半分ぐらい出たんですか。そうすると、一体何ぼ足らなかったのか、そして、

来年幾ら足りないのかっていうことが、すごく関心があるところですよ。減ったから米が高くなってるとっていうのも、みんな国民が分かってる話ですよ。その中で、減反政策っていうのをまだやると、しかも中山間地域のような条件不利地域で米作るのが得意な地域で、米を作るなってというのが非常に理不尽に聞こえるわけですよ。

○吉田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

御指摘のように、最近の気候変動の影響で、計画した生産量が取りにくくなっているというのは事実だと思います。このため、品種の選定も含めて、高温耐性の品種をしっかりと推進していくということが大事だと思っておりますし、それによって米の安定的な生産、供給を果たしていくことが大事だと思っております。

先ほど御質問のあった白未熟粒ですが、ちょうど米が実るときに高温に当たってしまうと、十分なでん粉が蓄積されずに白く濁ってしまうという、そういう米が発生して、それは精米するときにはじかれる可能性が高くなります。さっき委員がおっしゃったのは、昨年産、令和5年産米の白未熟粒などの発生割合が大体面積ベースで5割程度だったという報道がされております。今年に関しては、まだ収穫がはじまったばかりですので、令和6年産米の状況は、これからの状況を見て、また改めて御報告できればと思っております。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

白未熟粒は、何トン出たんですか。それから、さっき言ったようなインバウンドによる増大、消費拡大、それによって何トン不足が出たのか。

○吉田委員長

数字的なものは今なかなか。

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

ちょっとすみません、数字を持ち合わせておりません。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

私がちょっと勉強させてもらったところでは、インバウンドによって必要量が増えたのは、約0.5%の11万トン。20万トン本当はおととしから比べると今年は減ってなくちゃいけないんだけど、農林水産省の公表では669万トン。ですから、670万トン本当は減ってなくちゃいけないけど、1万トンほど減少が昨年に比べるとちょっと多い。そうすると19万トンプラス1万トンで、20万トン、あっ、ごめん、基準年からすると、11万トンのインバウンドで、消費増加と、それから基準年に比べると供給量は1万トンの減少ということになってるので、12万トンの減少になってるわけですよ。それで、今度産米の先食いは40万トンというふうに言われてますね、40万トン、不足して。じゃあ、私がちょっと言うだけ言っとくわ。それで52万トン足りないという状況が今年の状況だと。今年さらに白未熟粒が去年並みに20万トン出たとすると、72万トンという数

字になるわけですよ。そうすると、これらは全部先食いすることで、毎年毎年減っていくから、ずっと続くと米不足が。ということを学者が言ってるわけですよ。そうすると、その中であつてもまだ減反政策っていうのをやるというのが、私の素朴な疑問ですので、何かの機会に返事してください。

○吉田委員長

前から成相委員言われるところですけども、たまたま本当に米不足という状況が目の前に出たもんですから、より消費者も含めた関心が強くなっている。冒頭に平年並みと言われたけども、今言ったような白未熟粒が多いのであれば、その平年並みと言いながら、実際に流通できるのはどうなのかという問題もありますし、その辺のこと、また整理して分かりやすく私どもに説明していただければなと思いますので、この議論これぐらいにさせてもらえますか。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

ぜひみんなに説明してください。

○吉田委員長

はい、よろしくお願いします。

ほかいかがでしょうか。

岡本委員。

○岡本委員

水産業で、陸上養殖は私も質問させてもらったんであれなんですけど、さっきの底びきの新造船も今やっていただいて、今やっぱり、なかなか漁獲量というか、魚自体が捕れてなくて、ただ、非常に鮮度とかがよくなって、新船のおかげで。魚価は非常に好調だっという形で現場の方も聞いてるんですけど、根本的にやっぱり魚が捕れなくなってるっていう状況は多分変わらないと思いますし、ノドグロに関して、私も数か月前にちょっと金沢に行ったんですけど、金沢だと、どこに行ってもノドグロののぼりがあって、すし屋とか海鮮丼なんかにも必ずノドグロが結構入ってるんですよ。値段もそこそこするんで、あれはあるんですけど、味的に言うと浜田の分っていうのは非常においしいかなと個人的には思うんですけど、金沢は多分観光地なので、それなりの値段で地元で食べられるっていうことで私の地元浜田で見ると、なかなか地元でそんなノドグロを日常的に食べられないというか、要は値段がついてるので、東京とか、全部築地とかに行っちゃってるんですよ。要は買い負けるというか、そういう現状があるので、また、もう少し地元でそういったノドグロであるとか、そういう魚のものがとどまるという、これ外食とか飲食とかとの兼ね合いもあると思うんですけど、やっぱり私も浜田なので、金沢行って、あれだけノドグロがばあつとあると、東京なんかでもノドグロは北陸が何かメインだみたいなことも言われているところもあるみたいなので、何かもう少し何とかならないかなっていうのは個人的に思ってます。また、これらのブランドの分で言うと、どんちっちアジがなかなか品質というか、ばらつきがあつてっていうことで苦情が出たということで、ブランドとして継続していくのかっていうようなところまで結構来ると伺ってます。それは当然しょうがないなっていうこともあるんですけど、やっぱりそういった根本的に魚が捕れなくな

ってきてるっていうところから、そっからじゃあ、捕れないからつくろうっていうのも安易なのかもしれませんが、やっぱり何かしらのそういった方策を、陸上養殖も県がやってくださいっていうわけじゃないんですけど、やっぱり民間の企業さんとかが、やりやすい、投資しやすいように、やっぱり行政が体制をつくる、さっき園山委員も言われましたけども、やっぱりそういう雰囲気をつくっていくっていうことも大事だと思います。実際に、もう陸上養殖って別に先進的なものでも何でもなくて、結構やっている。確かにリスクはあるんですけど、やっぱり新しいことするにはある程度リスクは、それは民間に取ってもらえるような、またそういう体制づくりとか、やっぱり雰囲気づくりっていうのは、さっき言われたように大事だと思いますので、ブランドのそういったつくり方と、あと、どうその漁とか、魚をどう扱っていくのかっていうのをまた考えていただければなと思います。

あと、それとお米の話で、温度が上がってきてって話があるんですけど、魚も結構捕れる魚種が変わってきて、これは一部かもしれん、ちょっと浜田沖でも結構マグロが捕れるようになったとかって聞いて、ただ、マグロを浜田港に持ってきても、さばく人がいないとか、さばく施設とか、あれがなくて、結局マグロの値段が安いとか二束三文だみたいな話もちらっと聞いたんですよ。境港なんかは、それはもうマグロのあれがあるので、それなりの値で扱ってもらえるんでしょうけど、やっぱり魚種が変わってきてる中での設備とか、そういったさばく体制とか、いうのをやっぱりさっきの米と一緒に、対策とか、ある程度見てもらったほうがいいんじゃないかなと思います。以上です。

○吉田委員長

コメントがありますか。よろしいですか。

横田農林水産部次長。

○横田農林水産部次長（水産）

岡本委員の御指摘ももっともでして、特にどんちっちアジ、非常に今、ブランド存続に苦労している、そのとおりでして、原因分析を県のほうでもしているんですけど、やはり、海洋環境の変化、特に餌環境が非常に変わっているということで、浜田に独特の餌があったのがなくなってきているというようなことを今分析しています。ただ、そうは言っても、来年以降も、せつかくのもう十何年のブランドですので、存続できるように、どういう対応策ができるかというのを官民一体となって、地元浜田市とも一緒になって検討していきたいと思っております。

それから、先ほど言った陸上養殖、中村絢委員の質問にも関連しますが、陸上養殖、企業の進出がしやすいようにというところですので、これは非常に今、県の企業誘致の制度をこの一次産業は対象外になっております。ですので、そういうことも踏まえて、どう地域に寄与できるか、振興に寄与できるかということを考えながら、どういう支援ができるのかというのを具体例を持ちながら検討していきたいと思っております。

それから、マグロのことですね。これ、個人的にはいろいろそういうのも思いはあったんですけど、やはりこれだけは、割裁人という、マグロを、これは専門の方じゃないときちっと処理できませんし、そうしないと、なかなか単価に跳ね上がってこない、売れないということもあって、それが境港に集積しているという実態でございますので、これを一足飛びに浜田にということとはなかなか困難を極めますけれども、それはどうあるべきかと

というのは、これも今具体的な結論、対応策を持ち合わせておりませんが、何ができるか研究してまいりたいと思っております。

○吉田委員長

岡本委員。

○岡本委員

ぜひよろしく申し上げます。さっき言った魚種の変更っていうの、結局、浜田も衰退というか悪くなったらもう、結局、昔はイワシがいっぱい捕れてて、それがなくなって、要は、これも魚種の変更というか変化によって、結局それに対応できなくて今ずっと落ちてきてるんで、やっぱり今、さっき言われたアジとかノドグロもそうですけど、その辺が捕れなくなってまた変わってくるっていうのをまた同じようにこのまま衰退していくっていうのは、やっぱり同じことの繰り返しになってはいけないと思いますので、それは、加工屋さんとの絡みもあるとは思いますが、先手というか、もう先手じゃないですけど、やっぱりこれだけ気候変動があつてっていうことであれば、しっかりと今言われたように対応を考えていただければなと思います。よろしく申し上げます。

○吉田委員長

今の魚種変更っていうのは、もう前提で考えないといけないと思いますので、マーケットがないところでの新しいマーケットをつくっていくか、飲食店との連携、あるいは加工業者との連携も含めて、なかなか考えることがこれからいっぱい出てくると思いますので、積極的にまた研究してください。

岡崎委員。

○岡崎委員

説明ありがとうございました。農業の担い手確保のところ、農林大学校の機能強化というところで、カリキュラムとか研修体系を検討していくということだったんですけど、以前、公明党県議団で農林大学校視察させていただいて、新たに経営のカリキュラム、売れる農業を目指して、作ることが好きで農業される方から、それだけではなかなか稼ぐことができないので、経営マネジメントっていうところもしっかり身につけてもらって出してもらっていうところをしっかりと取り組まれようとされていて、ああ、これはいいなというふう感じたところです。実は、県立の農林高校に進んでも農業に就職しないと、農業をやらないっていう生徒も結構多い現状もある中で、県立高校へのそういった働きかけ、農業は稼げるんだっていうところを何をもって知ってもらうのか、実感してもらうのかっていうところも、今後、教育委員会と一緒にコラボしてやっていかないといけないのかなと思いました。

以前、浜田商業高校で起業した生徒もいて、これは農業ではないんですけど、高校のときから起業しながら農業に関わるみたいな、そんな考え方の高校生もこれから出てくると、島根でも稼ぎながら農業にも携わって、しかも経営も、外へも売っていけるっていうような、そんな感覚っていうのを身につけた人材っていうのが育つのかなというふうに思いますので、何か上手に農林大学校とコラボするのか、農林水産部局の担当の方が県立高校に行って、そういったところを伝えていくのか、また新たな視点で担い手確保の働きかけをしていただけたらなというふうに思っています。以上です。

○吉田委員長

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

まず、委員からお話のありました経営関係のカリキュラム云々ということがございましたけれども、現在、農林大学校の2年生で、自営就農を希望される方を対象にしたコースを設けておまして、先ほど言われましたように、栽培だけではなくて、経営とかそういったものも含めて集中講義などを設けて、そういった幅広い能力をつけていってということで人材育成に取り組んでいるところです。

資料15ページの意見の中にもございますけれども、卒業後の希望進路に応じたカリキュラムという御意見もございました。農林高校から入ってくる学生も、最近是非農家出身の学生が多いもので、なかなか農林大学校2年だけですぐ自営就農というのも難しい現実もございます。最近進めておりますのは、雇用就農である程度経験を積んで独立するという希望の学生も多いので、そういったところへいかに結びつけていくかというか、実現するかというフォローが必要だと思っているんですけれども、今回いただいた意見の中では、雇用就農をもとから希望する学生と将来自立する子どもに対して受け入れる側のやっぱり気持ちとか体制とかは違うので、やっぱりその辺から、在学中からやっぱりそういうことを意識してほしいという御意見だったかと思っておりますので、その辺り今後検討してまいりたいと思います。

それから、農林高校から農業大学校ということで、連携も進めておるところですけれども、今回の一問一答質問の中にもございましたけれども、県のほうから農林高校のほうに、農業科のほうへ出かけてセミナーを行って、こういう事例がありますよという御紹介をさせていただいたり、あと、各地域で指導農業士さん、経営のエキスパートの方を実際に見ていただいて、こういった経営実態があるというのを知っていただいて、農林高校の方に農業を職業とすることに興味を持っていただくような取組をしておりますので、引き続きそういった連携を強化してやっていきたいと思っております。以上です。

○吉田委員長

よろしいでしょうか。

岡崎委員。

○岡崎委員

はい。

○吉田委員長

ほかどうでしょうか。

生越委員。

○生越委員

一つ伺いたいと思います。ツキノワグマの分の860万円出ておりますが、対策費。今これだけ日本全国で、国が710万円出して県が150万とかいう金額出ておりましたけれども、これだけ国内でいろんな事例が出とって、島根県ではそこまでの被害にまだ至っていないのかもしれませんが、これぐらいでいいんかいなど。仮に、人の命に関わるものがあつたとするならば、860万円ごときで対応ができるかやという心配が一つございます。それで、基本計画の中に有害鳥獣、鳥獣対策で、鹿だ猿だのことが載っておりますが、私、県議になって14年になるんですが、一つも変わってないじゃない。この対策室

のある窓口が林業に行ってみたり、農業に戻ってきたり、この際、防災部に持っていったらどがなかぐらいの感覚、私持ってるんですよ。それぐらいやっておかないと人が住めない環境が整いますよと。今、先ほども米の関係、成相委員、平場だ中山間地域いうても、ほとんど中山間地域だと思ってるんですよ、もう。宍道町の学校のほうに熊が出るんでしょう。そのような状況の中で、これをほったらかしとっていいかいなというのがちょっと心配になっておまして、それだけ危機な状況が来ていて、実際、中山間地域で猿なんかでも鹿なんかでもすごいですからね、もう格闘技ですからね、中山間地域の農業は。大体、農業だけじゃなくて地域を守るためにそのようなことをしなければならないという感じがしておまして、ちょっと踏み込んだ話をしてしまいましたのでコメントに困るとは思いますが、私は、そんな感覚を持っております。いかがでしょうか。

○吉田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

生越委員の御指摘は、非常にもっともだと思います。今年から、4月から8月までの5か月の間で、過去最高の熊の目撃数と捕獲数に上っております。非常にゆゆしき問題だと思っておりますし、原因究明とその対策をどうやっていくのかというところについては、まさに森林も含めた自然環境に関わる部分でもありますので、そこは引き続き、農林水産部としても、特に林業部局も含めて、しっかり連携しながら対応していかないといけないですし、予算の多寡については、まずは、今回、先ほど原室長から御説明した取組をやってみて、その次のステップとしてどういうことができるかということを考えるときに、また大きな予算が必要であれば、国への要望も含めて対応していきたいと思っております。

人命に関する業務ということで、防災部だけではなくて警察や市町村、関係機関ともしっかりと連携してやっていかないといけないと認識しておりますので、なかなか県庁の中での位置づけというところはそれぞれに関わってくるところですので、どこを中核にするのかというところが正直これという正解はない課題だと思っております。そこに関しては、これまでの知見、経験が一番蓄積されている農林水産部と周りからも認識されてると思っておりますので、引き続き今の体制で、委員が御指摘いただいた部分も含めて、しっかり対応していきたいと思っております。

○吉田委員長

よろしいでしょうか。

生越委員。

○生越委員

はい。

○吉田委員長

ほかよろしいですか。

成相委員。

○成相委員

中山間地域のことでいろいろ、さっきちょっと議論させてもらったですけど、今、農林水産省で、生活支援加算っていうのはちょっと継続するんだけど中身を変えるっていうことが何か議論されてるっちゃうことが伝えられて、島根県の場合は、それは一体どうい

影響が出てくるのか、ちょっとその辺の影響についてどういうふうに見てるのか、県として。現況等、それから見通しについて、ちょっと困るということか、いや、まあこれはこれで積極的に評価できるものがあるとするれば何が評価できるのか、ちょっとそれをコメントしてほしいんですけどね。

○吉田委員長

加藤農山漁村振興課長。

○加藤農山漁村振興課長

委員おっしゃいましたことは、中山間地域直接支払制度の中の集落機能強化加算というものがございまして、令和5年の実績で102の集落協定で、大体4,500万円ぐらい交付金を使っているというような状況です。どういったものに使っておるかということですが、例えば買物支援でございませうとか、高齢者の見回りですとか、そういった生活環境を守るためのものに集落協定で使われているということがございます。

報道や概算要求の発表でもございましたけれども、この加算については、令和7年、次期対策から廃止ということもございますけれども、一部報道にもございましたように、ほかの加算のところで使えるようなことを今農林水産省のほうで検討されているということで、今月、各県を農林水産省回って説明をしていくと伺っておりますので、詳細については、ちょっとその説明を待ちたいと思っておりますが、先ほど言いましたように、県内でいろんなことに使われておりますので、影響のちょっと大きい、小さいというところは市町村の意見もよく聞いて、ちょっと把握に努めたいと思っております。以上です。

○吉田委員長

成相委員。

○成相委員

今、中山間地支払いについては、ちょっといろいろ精査してくださって、最中だから、また改めてお話がしてもらえんと思っておりますけど、農林水産省の補助金で農村地域の全体の、農業とは直接関係ない集落振興について支えていくっていうのは、ちょっと無理があるんじゃないかなという、私は印象を持っているんですけど、しかし、やっぱりいや、そうじゃなくって、こういうのがないと農業少なくなってきたけれども、構成員が、集落の。やっぱりそういうことで、息吹き返すんだっていうことであるとすれば、具体的にその手だてを今後どうするかっていう一つのビジョンも農林水産部は示してほしいし、これからちょっといろいろ精査が入ってきて検討なされるということですから、これらもいろいろ議論の糧にしてもらって、いろいろコメントしてください。

○吉田委員長

ほかいかがでしょうか。

福田委員。

○福田委員

GAPの取得についてですけども、新規就農者は、1年の期限少し延期してほしいという意見を私も聞いてるんですが、そこら辺りの県の考え方、基本的にちょっと教えてくださいませんか。伝播の話を聞くと、なるほどなと思うんですね。

○吉田委員長

曾田産地支援課管理監。

○曾田産地支援課管理監

先ほどの福田委員からの御指摘でございますけれども、確かに、一部の市町村の一部の農業者からはそういった御意見をいただいております。具体的に言いますと、美味しまね認証の取得期限は、事業実施年度の翌年度末と定めておりまして、例えば、今年度事業を実施すれば、再来年の3月末までということで、大体実質2年程度の間を取得していただくことになります。それから、病気等によって期間内に取得できない場合は、期限を先延ばしするなどして臨機応変に対応しているところでございます。これまでの5年間ですけれども、県の普及員が各農業者に対してマンツーマンで支援してございまして、基本的に期限内に取得していただいております。特に、新規就農者の方からは、リスク回避のためにやるべきことなど、農業経営の基本的なことが理解できてよかったとか、自分の農業経営を考える上で役に立った、早く取れてよかったという御意見をいただいております。そういったことで、新規就農者の方は農業経験や知識が少ないことから、なるべく早く取得したほうがよいと考えておりまして、この1年が短いと言っている農業者の方は、御自身の体験談として、新規就農者は栽培のほうが大変で逆に取り組む余裕がないとの意見もいただいておりますけれども、GAPに取り組んでいなかったら、何かしらの事故を起こしてしまうかもしれないということで、さらに忙しくなる可能性があるということで、こういった農業者の方に対しては、必要性を理解してもらえよう引き続きお話をしていきたいということと、引き続き新規就農者に対して取得に向けた指導を行っていききたいと思っております。

○吉田委員長

福田委員。

○福田委員

そうすると、制度設計変えないということですね、基本的には。結論から、県の考え方からいうと。

○吉田委員長

曾田産地支援課管理監。

○曾田産地支援課管理監

先ほどの、今のところ、現在のところ新規就農者については普及員の指導の下、2年間で、トータル2年間ですけれども、全員取得していただいとるということでございますので、むしろ、補助事業の要件化のために仕方なしに取ったという方もいらっしゃるの、一部いらっしゃいますので、本当に第2期計画では、そういった農業者の方に対して、GAPを納得して取得していただくように要件化の見直しなども含めて、推進方法について検討していきたいと思っております。

○吉田委員長

福田委員。

○福田委員

十分現場の声を聞いてあげてください。

○吉田委員長

ほかよろしいですか。

岡崎委員。

○岡崎委員

すみません、お願いします。畜産のことでお願いします。しまね和牛の輸出に関して、県もすごく尽力していただいて、タイへの定期輸出実現しました、本当にありがとうございます。県の考え方で、さらなる販売拡大が進むよう県としても後押ししていくっていうことだったんですけど、どういった方向で後押しするのかっていうことと、グラフを見させてもらったときに、やっぱり10頭未満の生産者さんが7割いるっていう現状の中で、どう大規模以外の畜産農家さんも巻き込んでいながら輸出っていうところで後押しする体制っていうのができていくんだろかっていうのを、何かすごくそこが難しい面もあるんですけど、何かちょっと希望の光が見えるような、何か施策があるのかなと思って、聞かせてもらえたらと思います。

○吉田委員長

加地畜産課長。

○加地畜産課長

畜産について御質問をいただきました。まず、小規模農家、そのこのところのことに対してですが、今期の計画で一番実効、成果が出なかった部分がここでございます。コロナ禍があったり資材高騰があって、なかなか予定したような確保ができなかったというのが事実でございます。進め方としましては、今、小さい農家さんたちに、あなた方が一緒に地元で育てませんか、30頭規模以上の農家を育てませんかという働きかけをずっとしてきております。その方々が、地域に入った方が中核になって、周りの小さい農家も一緒に元気づけながら働きかけていくというのが一番理想的な形なのかなと思っております。

今、輸出に取り組んでいる農場、昨日も面会してたんですが、農林大学の卒業生が、来年度も2人はそこへ就職すると言っております。やはり新しい若い子にとって輸出とかそういう新しい取組が非常に魅力に映る、というコメントをいただいております。ですので、そういった農場が地域と関わりを持つというように、県のほうではサポートをしたいと思います。

輸出の拡大についていえば、今そういった京都の会社を糸口に輸出を開始することができました。今、県のほうもそこは常にパイプを持ちながら、ほかの農場の牛肉を輸出できないかという働きかけを一生懸命やっていっているというところでございます。また、ちょっとそれるんですが、販路の部分でいいますと、県内の飲食店と今連携して、新たな流通の体制の仕組みづくりとかメニュー開発、そういった部分にも取り組んでおりまして、今月のところでは、ホテル一畑でそういったイベントも少し計画をしているというところではございます。

新しい取組、こういった露出が増えていけば、必ず新しくはじめる方もできて、そして、そこに向けて既存の小さな農家ももう少し頑張ってみようか、あと、やりたいと言ってる若い子を自分たちが育てていこうじゃないかということが自動的に起こってくると思っておりますので、しっかりと後押しをしていきたいなと考えております。以上です。

○吉田委員長

岡崎委員。

○岡崎委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。何か、小さい農家さんが一緒になって

協同組合的な感じで団体つくって。

○吉田委員長

加地畜産課長。

○加地畜産課長

そうですね。今まで伝統産地はどちらかというと、小さい農家があまり団結できてないというのが感触でございます。これを団結、まとまって頑張るためには、行政機関とかそうではなくて、やはり核となる地元新しい生産者、こういった人が必ず必要だと思っております。その育成を県のほうがサポートすれば、必ずある地域ではそういった生産体制が維持できる、団結できると考えています。

○吉田委員長

よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

ないようですので、以上で報告事項の調査を終了とします。

この際、農林水産部全般に関しまして、委員の皆様から何かありますでしょうか。

それでは、以上で農林水産部所管事項の審査及び調査を終了とします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は1時からといたしますので、よろしく願いいたします。

〔休 憩〕

○吉田委員長

時間になりましたので、委員会を再開いたします。

これより両部共管事項の審査及び調査を行います。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました両部共管に係る議案は、条例案1件、予算案1件であります。

はじめに、条例案の審査を行います。

第124号議案について、執行部から説明をお願いします。

永富しまねブランド推進課長。

○永富しまねブランド推進課長

それでは、資料の1ページをお願いいたします。第124号議案、貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。対象となる貸付金は、伝統工芸雇用就業資金で、県内の伝統工芸産業の後継者の確保・育成を目的に、島根県ふるさと伝統工芸品の製造に従事する者を新たに雇用する場合に、知事が認定した事業主に対して、一般財団法人島根県物産協会が就業資金の貸付けを行うものです。就業資金は、認定事業者が対象者を1年間継続して雇用した場合など、知事が債務の返還免除を認めることができるとしており、これまで一般社団法人島根県物産協会を貸付先としておりましたが、令和6年4月1日をもって一般財団法人島根県物産協会に組織を改正したことから、組織名称を改めるものです。改正条例の施行期日は、令和6年10月9日を予定しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

ないようでございますので、採決を行います。

お諮りいたします。第124号議案について、原案のとおり可決すべきものとする
ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第124号議案については、原案のとおり可決すべき
ものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いします。

永富しまねブランド推進課長。

○永富しまねブランド推進課長

それでは、共管資料2ページを御覧ください。第103号議案、令和6年度島根県一般
会計補正予算（第4号）関係分について御説明いたします。

1の一般職給与費について、7月1日現在の職員配置の補正であり、農林水産業費、商
工費、合わせて1,400万円余の減額としております。

続いて、商工費2番、首都圏情報発信・県産品販路開拓事業費につきましては、資料3
ページを御覧ください。日比谷しまね館管理運営事業でございます。日比谷しまね館は、
令和2年に現在の日比谷シャンテの地下1階に移転・開館いたしました。テナントとして
の賃貸借契約を東宝株式会社と、館の管理運営を株式会社東急コミュニティーに業務委託
をしております。いずれの契約も令和7年3月末日に期限を迎えることから、新たな契約
期間を令和7年度から令和9年度までの3か年とし、引き続き現在の場所で運営すること
としております。賃貸借契約は相手先として、引き続き、東宝株式会社、契約金額はこれ
までと同額の単年度5,262万円、3年間で1億5,786万円としています。管理運
營業務は、公募により業務委託先を募集することとし、予算の成立を条件に9月24日か
ら募集を開始しております。11月以降、応募事業者によるプレゼンテーション、審査を
経て、契約を締結する予定としております。令和2年度から令和5年度までの間は無償契
約としておりましたが、この間、年々売上げは伸びてきているものの、4年間収支はマイ
ナスとなっていたことから、令和6年度は収支不足相当額を補填する有償契約に変更いた
しました。令和7年度からは、しまね館以外での販売の強化、観光業務などを追加し、こ
れらに必要な経費として、単年度3,792万円、初年度のみ新たな委託先となった場合
に、4月を移行に必要な期間とし、その一月分の休業補償として348万6,000円を
加えて、3年間で1億1,724万6,000円としております。これらの賃貸借契約及
び管理運營業務委託契約に必要な予算として、債務負担を設定するものでございます。

予算に関する説明は以上となりますが、前回の農林水産商工委員会において、島根県お
中元ギフトセンターの実施状況の報告をいたしました。ギフトセンター事業に参加した事
業者に対するアンケート調査を踏まえて、最終結果を報告することとしておりますが、ア

アンケートの回答数が非常に少なかったことから再度アンケートを実施するとともに、内容についても詳しく調査をし直しております。まとめ次第報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

この際、両部共管全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

ないようでしたら、以上で両部共管所管事項の審査及び調査を終了とします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、しばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○吉田委員長

それでは、商工労働部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、商工労働部長の挨拶を受けます。

新田商工労働部長。

○新田商工労働部長

吉田委員長、岩田副委員長はじめ委員の皆様には、商工労働行政の推進に当たりまして、平素から格別の御助言、御指導いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、県が管理しております民間企業の情報が外部に漏えいした事案について申し上げます。既に9月26日に公表しておりますけれども、職員が通常業務として行っております企業訪問に際し、お伺いしたい事項を事前にお伝えするために各訪問先へ電子メールに添付して送付する調査シートを本来未記入、白紙のものをお送りすべきところ、これを取り違え、それまでの企業訪問を通じて取得し蓄積しておりました他の複数の企業の情報が記載されたファイルを誤って添付送信し、230社を超える企業の経営等に関する情報を流出させる事態となりました。

県では、これまでもメールの誤送信などが相次ぐ中で、その都度手順の確認と複数の職員により確認を徹底すると繰り返し申し上げていたにもかかわらず、今回、極めて初歩的なミスによって、企業との信頼関係をもとに提供いただいた各社の重要な情報を流出させる事案を発生させたことは、担当部長として大変重く受け止めております。責任も痛

感いたしております。誠に申し訳ございませんでした。

既に各企業との信頼関係は大きく揺らいでおりまして、修復が可能かどうかすら見当もつかない状況であります。まずは情報が漏れた企業の御不安の解消と今後実際に被害が生じないように、可能な限り丁寧に対応してまいる所存でございます。商工労働部といたしましても、担当職員に任せきりにすることなく、管理職全員が各所属内の危機管理意識を徹底し、部を挙げて再発防止に努めてまいります。

本日は、7月の大雨によります災害に関する専決処分の内容のほか、県道崩落によって影響を受けました出雲市日御碕地区の観光関連事業者を対象とする支援事業についての予算案ほか6件の事項について、説明御報告させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田委員長

次に、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された商工労働部に係る議案は、一般事件案2件、予算案2件であります。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

承認第6号議案のうち関係分及び承認第7号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

順次説明をお願いします。

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

それでは、商工労働部所管分の1ページです。承認第6号議案及び承認第7号議案、7月30日付で専決処分を行ったことについて御説明いたします。

これらの補正予算は、7月豪雨による被害への対策に係るもので、一般会計では2,047万9,000円を増額しております。また、中小企業制度融資等特別会計では、1,047万9,000円を増額となっております。なお、この予算は、一般会計から特別会計に繰り出しをしております。いずれも中小企業課の所管事業です。

次に、3ページを御覧ください。事業の概要です。1、令和6年7月豪雨災害対策特別資金は、豪雨により被害や影響を受けた中小企業者等が資金を借り入れた場合に、当初3年間の融資利率と保証料率がゼロ%となるもので、補正予算の内容は、今年度の利子補給分が1,047万9,000円と、それから保証料及び利子補給の令和7年度からの債務負担行為となっております。なお、9月26日現在で運転資金として2件の申込みがあります。

次に、2、被災地域における事業継続緊急支援事業は、市町村と連携し、豪雨により被害を受けた施設の改修や備品の購入等の経費を支援するもので、補正予算は1,000万円です。なお、市町村を窓口にした事業で、9月26日時点で利用はありません。

説明は以上です。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

ないようでしたら、採決を行います。

一般事件案 2 件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、お諮りいたします。承認第 6 号議案のうち関係分及び承認第 7 号議案について、原案のとおり承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第 6 号議案のうち関係分及び承認第 7 号議案については、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第 1 0 3 号議案のうち関係分及び第 1 1 1 号議案については、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

順次説明をお願いします。

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

それでは、商工労働部、令和 6 年度 9 月補正予算の御説明をいたします。4 ページです。第 1 0 3 号議案関係分と第 1 1 1 号議案について御説明をいたします。

一般会計分につきましては、部全体として 8, 0 0 0 万円余の増額補正を計上しており、課別の内訳は、2 の課別歳出予算の表のとおりです。特別会計分は、中小企業近代化資金として 1 億 8, 6 0 0 万円余の増額をお願いしております。

次に、5 ページです。課別の事業につきまして、各課共通事項といたしまして、7 月 1 日現在の人員配置による給与費の補正を計上しております。給与費以外の事業としましては、商工政策課では、2 の広島事務所維持管理費で債務負担行為を、観光振興課では、2 の日御碕地区宿泊・観光施設等の需要喚起促進事業費で 6, 0 0 0 万円余の増額。3 の外国人観光客誘致推進事業費で 8 0 0 万円の増額をお願いするものです。

次のページに移りまして、中小企業課では、中小企業近代化資金特別会計で、前年度からの繰越金額の確定に伴う会計処理による補正、これと給与費の補正で 1 億 8, 6 0 0 万円余の増額を計上しております。

7 ページです。続けて、商工政策課分の広島事務所の移転について御説明をいたします。1 の概要ですが、現在入居をしておりますごうぎん広島ビルが来年度以降に建て替えられるということに伴いまして、1 の(3)、①から③の条件で新たな入居先を探しております。なお、今回の移転は家主の都合によるものですので、引っ越し費用などについて補償が受けられるということになっております。

2 の移転先の概要ですが、住所は、広島市中区基町 1 1 - 1 0 (合人社広島紙屋町ビル 1 階)となっております。面積は、この表にありますけれども、現在の事務所から約 1 7 坪増えて 5 2 坪余り、立地は広島バスセンターの近くで、賃料は年間約 9 6 4 万 5, 0 0 0 円というふうになっております。賃料は現在の 2 倍を超えることになりましてけれども、現在の事務所は相場よりもかなり低い価格設定であったということに加えて、手狭と

なっていた面積を5割程度増やすこと、さらに、1階で大通りにも面しているということによるもので、周辺の相場としても良い物件であると考えております。

地図と写真を載せておりますので御覧ください。場所は、広島紙屋町の駅の真ん前というところがございますので、このため学生さんとか県人会の方など来訪者に分かりやすく、通行される方に向けてディスプレイ等で観光などのPRもできると考えております。

戻りまして、3の事業内容ですけれども、今後、移転を円滑に進めるために賃貸借契約を進め、設計や内装を行う必要があります。また、ビル管理会社は、行政機関の入居を歓迎されているということもありまして、交渉をいたしましたところ、より長期間入居できるよう、ビル管理上、現時点で最大限の13年間の契約を締結できるということになり、その期間の債務負担行為をお願いするものです。

今後のスケジュールは4のとおりで、年度内に移転する予定としております。

私からは以上です。

○吉田委員長

齋藤観光振興課長。

○齋藤観光振興課長

9ページでございます。私からは、第103号議案、観光振興課所管の9月補正予算案のうち、日御碕地区宿泊・観光施設等の需要喚起促進事業について御説明いたします。補正予算額6,030万の補正をお願いするものでございます。

1、目的でございます。今年7月9日からの大雨に伴う県道崩落によりまして、大きな打撃を受けた日御碕地区の観光事業者等を対象として、宿泊料金の割引支援などを行い、観光需要喚起を図ろうとするものでございます。

2、事業の概要でございます。2つの内容で構成しておりまして、表頭左側、宿泊割引につきましては、日御碕地区の宿泊事業者を対象に1泊当たりの宿泊料金から3,000円割引した場合に同額を助成するもの。それから、表、右側でございます。飲食・土産物等クーポンについては、日御碕地区の土産物店や飲食店で利用可能な500円分の特典付クーポンを1,000円で販売するものでございます。これら2つで需要喚起を図ってまいりたいと考えております。

なお、事業期間につきましては、9月議会提案時点では地元事業者の御意見を踏まえ、神在月を避けた12月から3月までと考えておりました。その後も地元の皆さんと意見を交わすうちに、開始時期を早めて実施をしてほしいとの意見が増えてまいりまして、先般、11月はじめからの実施の要望を受けたところでございます。先週木曜日と今日9時に現地を訪問しまして、改めて皆さんの御意向を確認したところ、当事業については、11月から実施したいというふうに考えております。今後、詳細についても地元の意見を踏まえて、できるだけ地元の意向に沿った形で進めてまいりたいと考えております。補正予算額は6,030万円、内訳は記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

○吉田委員長

青戸国際観光推進室長。

○青戸国際観光推進室長

私からは、外国人観光客誘致推進事業におけるベトナムの取組について御説明いたしま

す。

10ページをお願いいたします。1、目的でございます。今年5月に実施いたしました第一弾のベトナムチャーター便運航に伴いまして、ベトナム現地において、旅行会社を対象としたセミナー、商談会を実施したところ、島根県の視察を希望されるなどの反響があったことを受け、ベトナムからの誘客促進に向けた取組を実施することを目的としております。

2の事業概要といたしましては、島根県へのツアー造成に意欲のあるベトナムの旅行会社をお招きして、県内の視察ツアーを実施すること。また、ベトナム現地において観光PRの実施を予定しております。これらの取組によって、ベトナムからの誘客促進、また、ベトナム便の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

3、補正予算額につきましては、これらの取組の実施に必要な800万円について補正をお願いするものでございます。

私からは以上でございます。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等がありましたらお願いします。

ないようですので、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、お諮りいたします。第103号議案のうち関係分及び第111号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分及び第111号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了とします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をお願いします。

小松原企業立地課長。

○小松原企業立地課長

私からは、3件御報告いたします。まず、資料の11ページ、安来市切川地区工業用地造成事業の調査等の状況についてです。株式会社出雲村田製作所の工場立地計画の概要につきましては、1の参考に記述しているとおりでありますが、6月定例議会において議決いただきました債務負担行為に基づき、出雲村田製作所、安来市、県の3者は、7月3日付で調査等協定書を締結し、本年12月には企業に立地判断していただけるよう調査等を進めているところです。

2の調査等の実施状況については、現在、企業局を中心に作業進めているところですが、(1)土地取得見込みについては、全ての地権者と初回面談を終え、引き続き個別に意向を確認しているところで、相続人多数による所在不明者や筆界未定地といった懸念材料は

確認されておりません。また、用地境界測量については現地作業が完了しており、境界確定に向けた資料を整理しているところです。

(2)の調査等については、地形測量、地質調査・解析が完了し、取得したデータに基づき概略設計を実施しているところですが、近隣の地質調査データを基に、昨年想定した地質状況と大きな違いがないことを確認しております。また、盛土材等の関係機関調整や情報収集、これから都市計画手続等の事前調整を実施しているところでございます。

次に、地元対策については、地権者、周辺住民に対して、進出が決定した場合の道路や水路の付け替え等に関する整備方針案の説明会を9月18、19に実施したところです。

次に、資料12ページ、企業立地促進助成金返還に係る訴訟の状況についてです。平成31年度に立地認定した株式会社クシムソフトの大田市の事業所閉鎖に伴い、令和3年に交付した助成金650万円の返還請求を行いましたがお応じないことから、令和6年2月定例会において、訴えの提訴の議決をいただき、5月28日松江地方裁判所に訴状を提出いたしました。また、相手方も5月14日に訴状を提出していることから、双方併合して裁判を行われる予定となっております。

同社の概要は1、過去の経緯については2のとおりですが、3の訴えの提起内容については、当方の助成金返還及び延滞金の請求に対して、相手方は、その返還債務が存在しない旨の確認請求を行っております。現在、弁論準備手続として、県、相手方、裁判所による争点整理を行っている段階で、その争点確定後に口頭弁論に移行していくこととなりますが、最終的な判決の言渡し時期については、現時点では未定となっております。

最後に、資料13ページの企業情報の流出についてです。先ほど部長の挨拶でも触れましたが、当課では、立地計画認定企業の状況などを把握するためフォローアップ訪問を行っており、訪問に際しては、お聞きしたい項目を記したフォーマットを企業の御担当に事前に電子メールで送信しております。今回、そのフォーマットをメール送信しようとした際に、添付ファイルを取り違え、237社分の前回フォローアップ訪問時の記録データを含むファイルを送信してしまい、企業情報を流出させてしまいました。

ファイルを誤って送付した企業は2社あり、1の事業概要の囲みの部分になりますが、A社については、9月5日に企業訪問に伺った際に、A社の御担当からの御指摘によりまして、添付ファイルが誤っていることが判明しました。その場でメール、ダウンロードされたデータを県職員立会いの下で削除いただき、また、御担当以外は御覧になっておらず、第三者への流出のないことを確認しております。B社については、メール送信後すぐに誤りに気づいたため、B社の御担当がダウンロードされる前に、県のサーバーに管理していた添付データを削除し、ダウンロードできない状況にできたため、情報の流出はございませんでした。

流出した情報については、業況をはじめ、売上げ、利益、主な取引先、採用人数、県への要望などになります。

発生原因は、本来送付すべきファイルと御送信したファイルを同じフォルダで保存していたこと、また、ファイル名に共通点があったことなどから添付間違いが起き、また、送信者以外の職員が添付ファイルを確認するダブルチェックができていなかったことが要因と考えております。

情報が流出した企業の対応ということですが、第一報としまして、各社の御担当にお電

話し経緯等を御説明した上で、郵送により流出情報の内容をお送りいたしました。9月20日までに第一報の対応は終了しましたが、詳しい説明を希望される企業様もいらっしゃるため、今後も継続して対応してまいります。

再発防止策といたしましては、重要情報と一般情報を混在しないようなフォルダ管理、秘匿情報が含まれることが判別できるファイル名にする。秘匿情報を含むファイルにはパスワードを設定するなど、データ管理を厳重に行うことや外部メールに資料を添付する際は、担当以外がダブルチェックをかけること。部内でセキュリティーに関する注意喚起や研修を行うこと。また、来年度当初の運用開始をめぐり、K i n t o n e を活用した企業データベースシステムを構築しまして、物理的にメールに添付できないデータ管理に移行するなど、再発防止を図ってまいります。

この場をお借りまして、関係の皆様にご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

私からは以上です。

○吉田委員長

門協中小企業課長。

○門協中小企業課長

私からは、県単設備貸与制度の新規貸与の終了について御説明をいたします。14ページを御覧ください。

1ポツの概要を御覧ください。設備貸与制度は、信用力が弱く、金融機関の融資が受けにくい中小企業者の設備導入を支援する制度になります。県では、昭和48年から国の制度により実施しており、現在は、しまね産業振興財団で運用しております。産業振興財団が中小企業者が希望する設備を一旦購入し、その設備を中小企業者に対して低金利で分割払いにより割賦販売するものです。

資料の中段にある経緯を御覧ください。設備貸与制度は、国では、平成27年に廃止されております。県では、その後もこの制度を県単独事業として継続してはりましたが、今年度いっぱい終了することといたします。

終了する理由ですが、2ポツを御覧ください。(1)ですが、設備貸与制度以外による支援が可能であり、代替的な支援が確保されていることです。資料の上のほうを少し見ていただきますと、設備貸与制度と制度融資の一般設備資金や小規模企業育成資金の概要を記載しております。限度額、期間、利率など、設備貸与制度と同等となっております。こうしたところが1点目でございます。

次に、(2)に参ります。設備貸与制度を創設した当初から比べますと、国の金融支援政策などの変化によりまして、信用保証制度なども充実し、金融機関の融資対応などが柔軟になってきております。創設当時のセーフティーネットの役割が終了したと考えられることです。これらの理由は、国が平成27年に制度廃止した理由と同様となっております。県ではこれまで、利用状況などを確認してはりましたが、今回終了することといたします。

今後は、産業振興財団のホームページなどにより、終了を周知いたします。また、制度の終了にあたりましては、商工団体とともに、事業者の方からの問合せ、あるいは相談などに丁寧に対応してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○吉田委員長

岡崎経営力強化支援室長。

○岡崎経営力強化支援室長

私からは、島根県中小企業・小規模企業振興基本計画骨子案について御説明をいたします。15ページでございます。現在の基本計画が今年度、令和6年度までの期間となっております。ですので、次期5か年の令和7年から11年の計画を策定するものです。

策定のポイントといたしましては、大きく3つになります。企業活動される中で、課題とされる点につきまして対応を盛り込むものとして、1つ目に省力化でございます。それは、2ポツ、(1)のように、原材料、エネルギー価格高騰、物流2024年問題等の喫緊かつ新たな課題に対応するためのデジタル化等を含めた省力化支援の強化でございます。2つ目に、若年者の県外流出を防ぎ、人の定着を促進する魅力ある働きやすい職場づくりの推進でございます。3つ目に、事業承継支援として、親族や従業員の後継者の確保難に対し、第三者承継支援の強化といたします。これらを踏まえ、骨子案をキーワードで表しますと、3ポツのようになります。

最後に、策定のスケジュールですけれども、4ポツのような段取りを取りまして、様々な方々の御意見を段階段階で伺いながら策定していく予定としております。以上となります。

○吉田委員長

細田雇用政策課長。

○細田雇用政策課長

私からは、新たな島根県雇用対策計画の骨子案について説明いたします。16ページでございます。1の計画の概要のところから説明をさせていただきます。令和2年度に策定しました現在の雇用対策計画は、今年度までが計画期間となっておりますことから、新たな計画策定を予定しております。この計画は、島根創生計画と整合を取りまして、地域の産業を支える人材の確保・育成・定着を進めるための実行計画として、取り組む事業を体系的に取りまとめるものでございます。計画期間は7年度から11年度までの5年間としております。

(3)、今回の見直しの視点といたしましては、依然として労働力不足という構造的な課題は継続している一方で、デジタル技術を活用した働き方が広がるなど、労働環境の変化も生じておりますことから、継続した課題に引き続き対応することに加えまして、雇用環境の変化に適切に対応するため、①若者の県内就職の促進、それから②として多様な就業の支援、③として魅力ある働きやすい職場づくり、④として地域の産業を支える人材の育成の4つの柱に整理して施策を推進する考えでございます。

2の(1)計画の骨子案ですが、主な変更箇所を下線を引いてございます。これまで②の多様な就業の支援の中で、若者の県内就職の促進を位置づけておりましたが、施策の重要性やボリュームといったことを勘案しまして、若者の県内就職の促進を一つの柱とする考えでございます。その項目の中では、学生へのアプローチに加えまして、企業の採用力の強化を新たな項目として挙げてございます。

③の魅力ある働きやすい職場づくりでは、リスキリングの視点を加えまして、在職者の

新たな学びとスキルアップの支援という表現に変更しております。

そして、④の人材の育成では、若者や求職者等の職業能力開発に加え、特に必要性が高まっているデジタル人材の育成を新たに項目として上げております。

今後、上位計画であります創生計画と整合を取りながら、この骨子に沿って具体的な取組を盛り込んだ計画案を整理していくこととしております。

今後のスケジュールといたしましては、計画案を整理いたしまして、11月に雇用対策審議会で御意見をいただいた後、次の11月議会で御報告する予定としております。その後、パブリックコメントを行いまして、いただいた御意見を反映した最終案について再度審議会の審議を経て、2月議会で御報告することとしております。

説明は以上でございます。

○吉田委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんでしょうか。質疑よろしいですか。

では、岩田副委員長。

○岩田副委員長

企業情報の流出についてなんですけど、言うまでもなく皆さんが一番重大な事態だと受け止めていらっしゃると思うのですが、発表までのタイミングがちょっと遅いんじゃないかというふうに気になっております。といいますのも、今こういう事態が発覚したのが9月5日だと思うんですけど、結局そこから、要は、当事者たちはその情報は分かっているわけですよね、流出したっていうことが。いろんな各企業に恐らく連絡をなさって、その情報ってというのは企業さんたちは知っている。そういった話が例えば、今、SNSとかそういうもので外部から情報発信される可能性とかも考えると、こうした事態ってというのは、なるべく速やかに発表して、詳しいこと調査中だという段階でもいいと思うので、そういう対応のほうがよりベターなのかなという気はして、気になったので、少しそういう考え方についてどうかと思うので、御意見があればお伺いします。

○吉田委員長

小松原企業立地課長。

○小松原企業立地課長

おっしゃるとおりで、できるだけ早くこういったことは公表するのが大前提だというふうに理解しております。今回時間がかかりましたのが、当然、流出させてしまった企業様に対しては、公表前には当然連絡を取らないといけないということは当たり前なんですけど、237社ということで、そこで手間取ってしまったという部分がございます。今後はこういった同様の案件、当然起こさないようにするんですが、御指摘のとおり、これからはそういった事態が仮に起きた場合は、速やかに対応するような形にしたいと思っております。大変申し訳ございません。

○吉田委員長

ほかどうでしょうか。

ないようでしたら、私からも1点お願いしたい。雇用政策課ですけども、こうやって雇用対策ということでいろんな①から④まであるわけなんですけども、やっぱり、これは若者、将来に向けてどうするという事だと思ってるんですが、依然として一つの企業に正規で就職して、それが定着してずっと勤めていただくというようなイメージが非常に強いと思

っているんですけども、今はITに限らずいろんな分野で、それこそプロジェクトチーム方式じゃないですけども、仕事ごとにチームを組んでっていう中でフリーランスという働き方が非常に若者受けしてる。それは今後もっともっと大きくなるんだろうと私は認識してるんですけども、その辺の対策っていうところまで意識したほうがよろしいんじゃないかと思っておるんですが、いかがでしょうか。

細田雇用政策課長。

○細田雇用政策課長

現計画の中では、雇用という計画でございまして、フリーランスの方というよりは企業にまずは雇用される方というところを念頭に置いて計画をつくっておりますけれども、確かにおっしゃいますように、いろいろな働き方が広まっている状況でございますので、そうした観点も少し考えながら、どういう形で取り込むことができるかということも含めて検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○吉田委員長

若者のキャリアアップを求める上で一旦雇用されるんだけど、そこでの体験を基にあっちこっちにプロジェクトに参加していくことで実力をつけて起業するとか、あるいは独自にフリーランスでより活動の場を広げるとか、そういう大きな一つの流れがあるかと思っておりますので、その辺も気にかけて対策をお願いしたいと思っております。

ほかになればよろしいでしょうか。

それでは、以上で商工労働部所管事項の審査及び調査を終了とします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○吉田委員長

続いて、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告に当たりまして御相談します。

今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事項等があれば御意見をお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきましてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、異議ないようですので、そのようにしたいと思います。

次に、調査テーマのまとめについて御相談します。

当委員会では、令和5年度から「「持続可能な地域をつくるための産業のあり方について」－人口減少対策に資する島根の産業－」をテーマに調査活動を行ってきましたが、令和6年11月定例会において、委員長報告としてまとめたいと考えております。

本日は、委員長報告に盛り込む内容について御協議いただきたいと思っております。

タブレットのほうに骨子案を載せております、皆様出てますでしょうか。委員会協議というところを開いてください。

では、事務局から説明をお願いします。

○事務局（狩野書記）

委員長報告骨子案について、要点の説明をさせていただきます。構成といたしましては、

調査テーマ、序文、調査結果、意見・要望の4項目として分けてございます。

序文につきましては、人口減少に伴い人手不足対策が課題となる中、持続可能な地域をつくるための産業の在り方に関する現状及び課題が記載されております。

調査結果につきましては、3つの項目にまとめております。1番目は、魅力ある雇用の場の創出・担い手確保の取組について。ページを移りまして、2番目には、生産性向上に向けた取組について。3番目には、新たな事業を展開している起業家等の取組について。この3つを調査の結果としてまとめていくという予定でございます。

調査を実施した場所や概要については、調査先を全て記載しておりますが、今後、委員長報告に向けて整理していくこととなります。

3ページ目に移りまして、最後に、意見・要望についてです。今回、本委員会として6点ございます。まず、1点目といたしまして、様々な業種で労働力の不足が課題となる中、まずは県が行っている人手不足や人材確保の取組をさらに強化すること。障がい者や高齢者が活躍できる環境づくりを推進するとともに、外国人労働者の受入れに関する支援の充実を国に求めること。

2点目といたしまして、人材確保対策、生産性向上、技術継承の観点から、県内産業におけるデジタル技術の活用をさらに推進すること。中小企業においては、デジタル技術に精通する職員がいないなど、デジタル技術導入が難しい面があり、専門家の派遣や中小企業でも取り組みやすいITの活用事業を発信するなど、きめ細やかな支援を行うこと。

3点目といたしまして、将来の担い手である若者の県内での就職を促進させるためには、若者の価値観が多様化する中、福利厚生の実施やワーク・ライフ・バランスへの配慮など、魅力ある職場環境づくりに取り組む企業への支援を充実させること。

4点目といたしまして、起業を志す者への支援策とともに、起業後も事業が継続・発展するよう技術的な助言など伴走型支援を強化すること。

5点目といたしましては、農林水産業においては付加価値の高い商品づくり、販路拡大を目指す生産者や企業への支援などを通じて、農林水産業に従事する人の所得を向上させる取組をさらに推進すること。また、深刻な担い手不足の状況を打破するために、自然の中で働く喜びなど、農林水産業の魅力や県の支援策を県内外に発信する取組を強化して、これまで以上に新規就業者確保に努めること。

6点目といたしまして、コロナ禍が明け、県内への観光客数も回復傾向にある中、出雲空港への国際便の就航や近隣県の米子、広島、岡山空港からの誘客を図るなど、県内全域のインバウンド観光をさらに進めること。また、観光を通じた地域活性化が図られるよう、観光施策の充実を図ることとしております。以上であります。

○吉田委員長

調査活動を踏まえて、委員会として執行部に意見・要望を出すというところが重要なところですけれども、6項目ほど挙げさせてもらいました。

これ以外のことも含めて御意見があれば加えたいですけども。

成相委員。

○成相委員

ちょっといろいろと委員会でいろんなこと言わせてもらったけど、今回、全国的にも、それから島根県においても米不足が起きて、しかも、主たる食料である米がべらぼうに上

がってるっていうね、これについての言及が何もないっていうのは、何してんのっていう話にならないですかね。何か触れとかないけんと思いますよ、中身は任せますけど。

○吉田委員長

はい。持続可能な地域をつくるための産業の在り方という中で、どういう書きぶりができるか。

成相委員。

○成相委員

それじゃあ一般論の話で、米不足とは関係ない。米が今回不足した構造的な問題、消費者が大変米価圧迫で苦しんでるという現実、こういったようなことで、もう矛盾が今露見してるわけですから、それをどこまで書くかは任せますけど、ちょっとそれを触れんっちゃうのはおかしいわね、文言としてね。

○吉田委員長

はい、分かりました。ちょっと考えてみたいと思いますが、全体の中では考えられますけど、これ調査活動の報告ということでやってるものですから、どういう書き方ができるかちょっとまた考えさせてください。

ほかいかがでしょうか。

この場で御意見がない方も、思いついたことがありましたら、来週の月曜日までに私までお知らせいただきたいと思います。

なお、次回の委員会は、11月定例会2日目、11月26日火曜日の全員協議会終了後に開催します。そのときに改めて委員長報告についても一回協議を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、委員派遣についてであります。所管事項に係る調査活動を計画している方があれば派遣決定の必要がありますので、お申し出ください。よろしいですか。

次に、閉会中の審査事項についてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出ることとしてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、その他でございますが、7月23日から25日に実施しました県外調査の概要を、またタブレットの農林水産商工委員会、委員間協議のところに入れておりますので、御覧いただきたいと思います。

本日の予定は以上であります。

ほかに何かなければ、よろしいですか。

では、これをもちまして、農林水産商工委員会を閉会します。お疲れさまでした。